

節電チャレンジ 2022（くらし TEPCO web 以外の方法による参加申込み用）利用規約

節電チャレンジ 2022（くらし TEPCO web 以外の方法による参加申込み用）（以下、「本キャンペーン」といいます。）利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、東京電力エナジーパートナー株式会社（以下、「当社」といいます。）が開催する本キャンペーンについて、くらし TEPCO web 以外の方法により参加のお申込みをされる場合の取扱いを定めたものです。

1. 本キャンペーンの内容

(1) kWh削減プログラム（前年同月比較型）（以下、「プログラムⅠ」といいます。）

本規約「4. 適用条件等」に定める全ての条件を満たしたお客さまは、節電への取り組みに継続的に参加し、前年と本年の同月の使用電力量等を比較して3%以上節電した場合、当社から特典（以下、「プログラムⅠ特典」といいます。）の付与を受けることができます。

(2) 国が行う「電気利用効率化促進対策事業」（以下、「国事業」といいます。）に基づく節電プログラム（以下、「プログラムⅡ」といいます。）

本規約「4. 適用条件等」に定める全ての条件を満たしたお客さまは、節電への取り組みに継続的に参加すること（以下、「プログラムⅡ-①」といいます。）、および前年と本年の同月の使用電力量等を比較して3%以上節電すること（以下、「プログラムⅡ-②」といいます。）を条件に、(1) のプログラムⅠ特典とは別に、当社から国事業公募要領に基づく特典（以下、それぞれ「プログラムⅡ-①特典」、「プログラムⅡ-②特典」といいます。）の付与を受けることができます。

2. 本キャンペーンの期間

本キャンペーンの期間は、2022年9月28日（水）から2023年3月31日（金）までとします。また、本キャンペーンの参加お申込み期間は、2023年3月19日（日）までとします。

本キャンペーンへの参加お申込みをもって、プログラムⅠとプログラムⅡの両方に参加お申込みをしたものとし、参加お申込み日を参加日とします。

なお、プログラムⅠとプログラムⅡのいずれか一方のみへの参加お申込みおよび一方のみの参加解除はできません。

また、「節電チャレンジ 2022 利用規約」（追加規約を含み、以下、「別規約」といいます。）に基づくキャンペーンに参加お申込みをされたお客さまは、本規約に基づく参加お申込みをすることはできず、本キャンペーンへの参加お申込みは無効となります。なお、本規約に基づく参加お申込みをされたお客さまが別規約に基づく参加お申込みをされた場合、本キャンペーンへの参加は無効となり、別規約に基づく参加お申込みのみが適用されるものとします。この場合、本キャンペーンに基づく特典の付与を受けることはできません。

3. 定義

当社の電気需給約款〔低圧〕および特定小売供給約款に定義される用語は、本規約においても同様の意味で使用します。

4. 適用条件等

当社は、お客さまが以下の全ての条件を満たし、くらし TEPCO web 以外の方法により参加お申込みをされた場合に、本規約を適用します。なお、一部の条件を満たさない場合であっても、当社が必要と認めたときは、本規約を適用することがあります。

- (1) 本規約の全てに同意の上、本キャンペーンの参加お申込み期間内にくらし TEPCO web 以外の方法により参加のお申込みをいただき、当社がこれを承諾したこと。
- (2) お客さまのインターネットの利用やメールの受信等が困難である、当社の Web 会員サービス「くらし TEPCO web」の会員登録ができないなどの事情があると当社が認めたこと。
- (3) 本キャンペーンの参加お申込み時点から特典付与手続きの開始時点までの間、継続して対象の電気料金プランに係る当社との需給契約が締結されていたお客さまであること。

<対象の電気料金プラン>

プレミアム S・L, プレミアムプラン, スマートライフ S・L, スマートライフプラン, くらし上手 S・L・X, 夜トク 8・12, スタンダード S・L・X・A, アクアエナジー100, 動力プラン, 深夜電力, 深夜電力 マイコン, 深夜電力 併用, 第2深夜電力, 電化上手, おトクなナイト 8・おトクなナイト 10, ピークシフトプラン, 低圧高負荷契約 (電灯), 低圧高負荷契約 (動力), TEPCO プレミアムプラン for SB, TEPCO プレミアム S for SB, TEPCO プレミアム L for SB, TEPCO プレミアムプラン for エアロテック, TEPCO スマートライフプラン for エアロテック, 再エネおあずかりプラン [時間帯別電灯 (夜間 8 時間型)]・[時間帯別電灯 (夜間 10 時間型)]・[季節別時間帯別電灯]・[スタンダード S・L]・[スマートライフ S・L]・[スマートライフプラン], 従量電灯 A・B・C, 低圧電力

- (4) 対象の電気料金プランが適用されている需要場所に計量器が設置されていること。
- (5) お客さまに以下の全ての事項について同意していただくこと。
 - ・2022 年 12 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日の間、プログラムⅡに継続的に参加すること
 - ・お客さまと当社との間の全ての需給契約に係る個人情報 (需給契約名義, 住所, 電話番号, お客さま番号, 供給地点特定番号等) を国事業の事務業務に必要な範囲で国事業の事務局に提供すること
 - ・要件を満たさない特典取得や複数回の特典取得等, 不正に特典を取得しないこと。また, 不正に国事業に係る特典を取得した可能性がある場合と国事業の事務局が判断した場合に, 当社からの参加状況等の確認依頼に速やかに応じること
 - ・不正に特典を取得したことが発覚した場合, 当社からの特典相当額の返還要請を受け

た場合に速やかに返還に応じること

5. 各プログラムに基づく特典付与の基準

a) プログラム I

- (1) 対象の電気料金プランに係る需給契約に基づく料金の算定期間（お客さまがプログラム I に参加されている日の属する算定期間とします。）の末日が 2022 年 12 月 1 日から 2023 年 3 月 30 日の間の各算定期間（以下、「対象月」といいます。）において、各対象月に係る計量期間等の全期間で対象の電気料金プランの使用実績があるお客さまが 1 日あたり使用電力量の前年同月比削減率（以下の計算式により算定します。）3%以上を達成された場合、対象の電気料金プランに係る需給契約（ただし、同一需要場所に深夜電力、深夜電力 マイコン、深夜電力 併用または第 2 深夜電力（以下、「深夜電力等」といいます。）を含む複数の需給契約がある場合には、深夜電力等を除きます。以下同じ。）ごとに、本規約「6. 特典内容 (1)」で定める特典を付与します。

1 日あたり使用電力量の前年同月比削減率 (%)

$$= \frac{\text{対象月の前年同月の 1 日あたり使用電力量} - \text{対象月の 1 日あたり使用電力量}}{\text{対象月の前年同月の 1 日あたり使用電力量}} \times 100$$

1 日あたり使用電力量 = 1 月あたり使用電力量 ÷ 1 月あたり期間日数

※1 月あたり使用電力量は、対象の電気料金プランに係る需給契約に基づく料金の算定期間中の使用電力量をいうものとします。

※対象月の前年同月の 1 日あたり使用電力量が 0kWh の場合、前年同月比削減率は 0% とします。なお、対象月の前年同月において当社との需給契約がない場合その他当社が必要と判断した場合は、当社が任意で設定する使用電力量に基づき対象月の前年同月の 1 日あたり使用電力量を設定します。

- (2) 当社が対象月の前年同月比削減率を算定し達成可否を判定する期間中に当該対象月の請求がなされていない場合は、特典付与の対象外となります。また、請求金額の訂正を行った場合でも、前年同月比削減率の修正はしませんので、ご了承ください。
- (3) 当社が対象月の前年同月比削減率を算定し達成可否を判定する期間中にお客さまが本キャンペーンへの参加を解除している場合は、既に付与した特典を除き、一切の特典付与の対象外となります。
- (4) 対象月の途中でお客さまが対象の電気料金プランの変更等を申し込まれた場合、当該対象月については、特典付与の対象外となる場合があります。

b) プログラム II-①

2023 年 1 月 31 日 (火) までに本キャンペーンに参加お申込みをされたお客さまに対し、

対象の電気料金プランに係る需給契約ごとに本規約「6. 特典内容(2)」で定める特典を付与します。

なお、特典の付与手続きを開始した時点でお客さまが本キャンペーンへの参加を解除している場合は、原則として特典付与の対象外となります。

c) プログラムⅡ-②

対象の電気料金プランに係る需給契約に基づく料金の算定期間（お客さまがプログラムⅡ-②に参加されている日の属する算定期間とします。）の末日が2023年1月1日から2023年3月30日の間の各算定期間（以下、「対象月」といいます。）において、各対象月に係る計量期間等の全期間で対象の電気料金プランの使用実績があるお客さまが1日あたり使用電力量の前年同月比削減率3%以上を達成された場合、対象の電気料金プランに係る需給契約ごとに、本規約「6. 特典内容(3)」で定める特典を付与します。

その他事項については、本規約「5. 各プログラムに基づく特典付与の基準 a) プログラムⅠ」に定めるところによるものとします。

6. 特典内容

(1) プログラムⅠ特典

前年同月比削減率3%以上を達成された対象月ごとに40円以上で当社が任意に設定した額に相当する額の特典を、以下のとおり付与します。なお、当社は各対象月の合計額（以下、「期間中合計額」といいます。）の特典を一括で付与するものとします。

① 期間中合計額がQUOカード等の金券類として付与できる額以上の場合

期間中合計額となるQUOカード等の金券類をご指定の住所に郵送いたします。ただし、ご指定の住所に郵送できなかった場合には、1円相当=1くらしTEPCOポイントとして、くらしTEPCOポイントを付与することがあります。

なお、期間中合計額と金券類として付与できる額に差額が生じる場合には、当該差額をくらしTEPCOポイントとして付与します。

② 期間中合計額がQUOカード等の金券類として付与できる額に満たない場合

期間中合計額をくらしTEPCOポイントとして付与します。

※「くらしTEPCOポイント」は当社のWeb会員サービス「くらしTEPCO web」会員さま向けのポイントサービスです。「くらしTEPCOポイント」を利用するには、「くらしTEPCO web」へのご登録が必要です。

※「くらしTEPCO web」の一部サービスのご利用には、当社の電気またはガスのご契約が条件となります。

※くらしTEPCOポイント付与手続きを開始した時点で「くらしTEPCO web」を退会している方は、付与の対象外とさせていただきます。

※「くらしTEPCO web」サービスの提供内容は一定の予告期間をもって変更、または終了することがあります。サービスの詳細は、当社のホームページをご確認ください。

(2) プログラムⅡ-①特典

参加特典として、QUOカード等の金券類2,000円相当をご指定の住所に郵送いたします。ただし、ご指定の住所に郵送できなかった場合には、1円相当=1くらしTEPCOポイントとして、くらしTEPCOポイントとして付与することがあります。なお、国事業の補助金交付対象外と判断された場合は、特典付与の対象外とさせていただきます。

(3) プログラムⅡ-②特典

前年同月比削減率3%以上を達成された対象月ごとに1,000円相当（国事業公募要領により補助金額が増額された場合は、付与する特典の額をお知らせいたします。）の特典を付与するものとし、各対象月の合計額となるQUOカード等の金券類をご指定の住所に郵送いたします。

※プログラムⅠおよびプログラムⅡの特典内容については、上記特典以外の同等額の特典に予告なく変更することがあります。

7. 特典付与時期

プログラムⅠ特典、プログラムⅡ-①特典およびプログラムⅡ-②特典については、それぞれ準備が整い次第順次付与します。なお、各特典の付与額の通知については、特典の付与をもってかえさせていただきます。

8. 注意事項

- (1) 本キャンペーンは、参加お申込みの時点で当社との間で本規約「4. 適用条件等」(3)に定める＜対象の電気料金プラン＞に係る需給契約が成立しているお客さまのみが対象となります。
- (2) 本キャンペーンの参加を解除する場合は、当社への連絡が必要です。なお、本キャンペーンへの参加後に対象の電気料金プランに係る需給契約の契約上の地位の移転が行われた場合は、移転前のお客さまの参加解除がなされたものとし（契約上の地位の移転から本キャンペーンへの参加の解除まで数日要します）、契約上の地位の移転後のお客さまのみ参加お申込みをすることができます。
- (3) 本キャンペーンの期間中に用いる対象月の使用電力量は、一般送配電事業者から連携される対象月の使用電力量を用います。対象月の使用電力量は後日訂正されることがございますが、原則、本キャンペーンでは遡っての訂正はいたしません。
- (4) 本キャンペーンへの参加、お問い合わせにかかる通信料等は原則的にお客さまの負担となります。
- (5) 本キャンペーンの期間中または終了後に、同様または類似のキャンペーンを行う場合がございます。
- (6) 本キャンペーンおよび本規約は予告なく変更または終了する場合がございます。
- (7) 当社は、本キャンペーンに関連して、当社の責めに帰すべき事由によりお客さまに生

じた損害について、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、逸失利益を除く通常かつ現実の損害に限って賠償するものとします。

(8) 生活に支障をきたさない範囲で本キャンペーンにおける節電をお願いします。

以上

2022年9月28日 制定

2022年11月14日 改定

2022年12月23日 改定